

公害診療報酬明細書（入院外）

令和 年 月 分

診療の行われた年月を入力してください。

公害医療手帳の記号番号

氏名 1男 2女 1明 2大 3昭 4平 年生

認定番号を入力してください。

公害医療機関の所在地及び名称

公害医療機関の所在地及び名称を各レセプトごとに入力してください。

認定疾病に係る診療を行った日数を入力してください。

疾病名	(1) イ 慢性気管支炎 ロ 気管支ぜん息	(2)	(3)	診療開始日	診療終了日	転	治	死	中	診療実日数	
⑪ 初診	時間外・休日・深夜	回	(1点15円)点	(1点10円)点	当該請求に係る診療の対象とした認定疾病の続発症がある場合は、診療開始日とともに続発症名を全て入力してください。						
⑫ 再診	再診	×	回		初診料や再診料を他保険求している場合は、受診日や他保険求している旨をこちらの摘要欄に入力してください。						
	外来管理加算	52	×	回							
	時間外	×	回								
	休日	×	回								
	深夜	×	回								
⑬ 医学管理	公害相談 ※月2回まで	回			公害疾患相談料〔28点〕 (1)初診料を算定する初診の日については、算定できない。 (2)入院中の患者については、算定できない。 (3)月に2回を限度として算定できる。						
	公害外来療養指導 ※月1回まで	回									
	その他	回									
⑭ 在宅	往診	回			公害外来療養指導料〔510点〕 (1)指定疾病に関する計画的な医学管理を継続して行いかつ、栄養、安静、運動、日常生活その他療養上必要な指示又は指導(温泉療法若しくは気候療法の指示又は喀痰排出訓練指導療法、ぜん息体操療法若しくは呼吸訓練療法の指導を含む)を行った場合に算定できる。 (2)初診料を算定する初診の日又は当該初診の日から1ヶ月以内の日は算定できない。 (3)入院中の患者については、算定できない。 (4)退院した患者については、退院の日から1ヶ月以内は算定できない。 (5)特定疾患療養管理料を算定している場合は、算定できない。 (6)同一月に2回以上の指示又は指導を行っても、月に1回しか算定できない。						
	夜間	回									
	深夜・緊急	回									
	在宅患者訪問診療	回									
	その他	回									
	薬剤	回									
⑮ 投薬	⑮ 内服 薬剤 11	×	単位								
	⑯ 屯服 薬剤	単位									
	⑰ 外用 薬剤	単位									
	⑱ 処方 薬剤 8	×	単位								
	⑲ 処方 薬剤	×	単位								
	⑳ 麻毒	回									
	㉑ 調基	回									
⑯ 注射	㉒ 皮下筋肉内	回			※手技料のみ						
	㉓ 静脈内	回									
	㉔ その他	回									
	㉕ 薬剤	回			薬剤料、特定保険医療材料料(※レントゲンフィルム代等)及び放射線粒子、酸素その他の材料の費用は1点10円欄に算定してください。						
⑰ 処置	薬剤	回			各点数は白い部分(網掛けになっていない部分)に入力してください。						
⑱ 手術	薬剤	回									
⑲ 麻酔	薬剤	回									
㉑ 病理検査	薬剤	回									
㉒ 画像診断	フィルム等	回									
㉓ その他	処方せん	回									
	薬剤	回									
小計			① 点	② 点							
合計	③ 15円×①		円								
	④ 10円×②		円								
	⑤ ③+④		円								
※ 決 定			円		その他、特記事項(病状詳記)などがある場合は、こちらの摘要欄に記入してください。(別紙可)						

注意 ※印の欄は、記入しないこと。

備考 1. この用紙は、日本産業規格A列4番黒刷りとすること。

2. 第一種地域に係る被認定者の場合は、疾病名の欄の「(1)」を「(1)

イ 慢性気管支炎

ロ 気管支ぜん息

ハ ぜん息性気管支炎

ニ 肺気しゅ

」 とすること。